



KANAGAWA UNIVERSITY
CAMPUS LIFE GUIDE

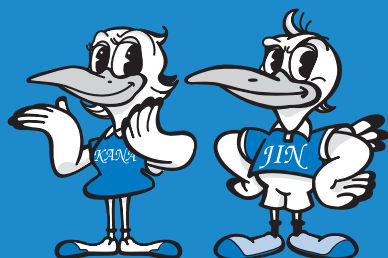
NEXT

CAMPUS LIFE GUIDE

NEXT

01 學生生活

02 諸規程



C O N T E N T S

01／学生生活

大学生として	04
生活の安全を守るために	09
悪質商法にあわないために	10
盗難・遺失物・拾得物	11
防災	11

02／諸規程

諸規程	13
-----	----

01

学生生活

Information

- 大学生として 04
- 生活の安全を守るために 09
- 悪質商法にあわないために 10
- 盗難・遺失物・拾得物 11
- 防災 11

大学生として [大人としてのふるまいを考えよう]

大学は個人の自主性を尊重し、自由が認められる場所です。しかし、自由が認められるということは皆さん一人ひとりの行動に「責任」が伴ってくることを忘れてはいけません。また、自由な行動は一般的なルールやマナー、モラルを守った上で認められる事が前提となります。だからこそ、大学生は社会的に「大人」として扱われるのです。

大学生として、社会とのつながりに目を向け、キャンパス内だけでなくキャンパス外においても大人としてのルールやマナー、そしてモラルを守り行動することを心掛けましょう。

なお、本学各キャンパスに地域の方から寄せられる苦情のうち、多いものは以下のとおりです。

《横浜キャンパス》

- ①違法駐輪・駐車 大学付近の路上・私有地にバイクや自転車を不法に駐輪する。近隣店舗に不法駐車する。
- ②通学マナー 六角橋付近の通学路において横一列に広がって歩き、道を譲らない。
- ③騒音・ゴミ出し 夜間に個人の居室で大声を出して歓談する。所定の曜日や集積所以外にゴミを廃棄する。
- ④喫煙マナー 歩きタバコ・吸殻のポイ捨て・集団での喫煙行為。

《みなとみらいキャンパス》

- ①違法駐輪・駐車 大学付近の路上・私有地にバイクや自転車を不法に駐輪する。近隣店舗に不法駐車する。
- ②通学マナー キャンパス付近の通学路において横一列に広がって歩き、道を譲らない。
- ③喫煙マナー 歩きタバコ・吸殻のポイ捨て・集団での喫煙行為。

上記の事項以外にも数多くの苦情が寄せられています。神奈川大学の学生としての自覚を持ち、そのような行動を行わないように注意してください。

インターネット上でのマナー

～あなたの書き込みは、世界中に発信されます～

●意識しよう！情報を発信することのマナー

- ①特定の個人や団体への誹謗・中傷は行わない
- ②20歳未満の者の飲酒等、犯罪を連想させる書き込みや写真は厳禁
- ③自分の書き込みに責任が伴うことを意識する

インターネットで発信した情報は世界中、誰でも見ることができ、その情報がデジタルコピーされてしまえば二度と消すことができません。特にX(旧Twitter)、Instagram、Facebookなどで個人が特定できる情報を開示している場合には、学生本人(個人)の責任だけではなく、大学の社会的責任も問われる事態となります。X(旧Twitter)、Instagram、Facebookなどは友人同士だけの便利な連絡ツールではありません。世界中の誰もが見ることができることを念頭に置き、個人情報の安易な開示を行わないよう留意しましょう。

また、インターネット上に発信する内容については十分吟味し、20歳未満の者の飲酒を連想させるなどの犯罪及び社会的モラルを逸脱した内容や個人への誹謗中傷といった書き込みを決して行わないようにしてください。

自分が情報の発信者となることを自覚し、軽い気持ちで書き込んだものが、思いもよらない批判にさらされ、法的処分(犯罪行為)を下されることもあります。インターネット上に残った個人情報により、将来の進路や就職に悪影響を及ぼす可能性も考えられます。

インターネット上の情報発信には責任が伴うことを自覚し、発信する際には十分な注意を払ってください。



喫煙について

喫煙に起因する健康被害は重篤なものであり、特に受動喫煙による非喫煙者の健康被害は大きな社会問題となっています。喫煙や受動喫煙防止に関する法律が定められるなど、日本のみならず、国際的な潮流として世界各国で進んでいます。

このような状況から、本学ではスモークフリー（無煙化）推進宣言のもと関係法令を順守し、グローバル・スタンダードにあった受動喫煙のないキャンパスを目指し、学生が大学生活の中で喫煙習慣を身に付けないよう（喫煙者は“卒煙”して社会へ巣立っていただけるよう）、学内での禁煙啓発・卒煙支援活動を組織的に推進します。



●喫煙者については、以下の迷惑行為を行わないでください！

- ① 歩きタバコ ② 吸殻のポイ捨て ③ 喫煙可能な場所以外での喫煙

喫煙行為については、キャンパスで共に学ぶ在学生からも多くの改善要望が出ています！

学生生活を通して喫煙をしない健康な生活習慣を身に付け、生涯にわたり自らの健康状態に関心を持つよう心掛けていきましょう。

飲酒マナー

～20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています～

20歳未満の者の飲酒は違法行為であるばかりではなく、心身に悪影響を及ぼします。20歳未満の者の飲酒を知りながら制止しないこと、酒類を提供することも違法行為となります。

また、新勸コンパ等でイッキ飲みを強要し、その人を死なせてしまった場合、飲ませた人は、刑法上の過失致死罪(刑法210条)や傷害致死罪(刑法205条)が成立する場合があります。さらに、民事上の損害賠償として遺族に莫大な金額を請求されることもあります。更に、その場でイッキ飲みをおおった人にも、傷害現場助勢罪(刑法206条)が成立してしまうことがあります。

また、コンパ等の終了後に、お店の玄関付近やコンビニ等でたむろする行為は近隣住民への騒音被害やその他の利用者への迷惑につながりますので注意しましょう。

●注意しよう！お酒のマナー

- ① 20歳未満の者の飲酒やイッキ飲みを、しない・させない・あおらない
② コンパ等終了後、店の出入口や道路にたむろしない
③ 自分の体質に合った、節度ある飲み方を心がける

生活騒音について

～みんなが快適な生活をするために～

●気をつけよう！周りへの迷惑

- ①深夜に屋外や部屋の中では、大声での会話を控える
- ②テレビや音楽のボリュームを抑える
- ③屋外での楽器の演奏をしない
- ④自動車やバイクの排気音を上げない

上記の内容は、ほんの一例に過ぎません。

自分が生活している環境は、自分だけのものではなく、そこで生活する人全員の共有空間であることを忘れてはいけません。特に、横浜キャンパスは住宅街の中に位置しています。騒音に限らず近隣の方々への配慮を忘れてはいけません。



ゴミ出しのマナー

～特に、一人暮らしを始めた方は必読です～

●徹底しよう！ゴミ出しルール

- ①分別のルールを守る
- ②指定日・指定時間を守る
- ③指定場所以外にはゴミを出さない
- ④無責任なポイ捨ての禁止
※法律違反となる場合もあります。

自分が暮らす地域の一員として、近隣の方々には不快感を与えないように心掛けましょう。

特に、大学に入学し初めて一人暮らしをする方は、必ず自分が住む地区のゴミの分別方法・収集所・指定日を確認しましょう。

指定されたルール以外のゴミ出しは、清掃局がゴミを持っていきません。近隣のトラブルになりますので、絶対にルール違反のゴミ出しはしないでください。



横浜市ごみ・リサイクル

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>

本学では、キャンパス内においても大学構成員の全てが、気持ちよい環境で過ごせるよう、キャンパス美化に努めています。また、ゴミを出す際は個人情報の流出に注意してください。大学からの郵送物、各種DM、宅配便の伝票などを捨てる際は、シュレッダーにかける、あるいはハサミで細かく刻んでから捨てるなどして、個人名・住所などを外部に流出させないように注意しましょう。

車両通学について

《横浜キャンパス》

通学は公共交通機関を利用してください。自動車・バイク通学は以下の理由により全面的に禁止しています（自転車通学は可）。

- 公共交通機関を利用して通学できる立地条件であること。
- 周辺が住宅地であり、幼稚園・小・中学校が近くにあることから交通事故が懸念されること。

《みなどみらいキャンパス》

通学は公共交通機関を利用してください。自転車を含む自動車・バイク通学は以下の理由により全面的に禁止しています。

- 公共交通機関を利用して通学できる立地条件であること。
- 周辺が商業地であり、交通の往来が激しいことから交通事故が懸念されることに加え、十分な駐車場・駐輪場を設けられないこと。



★自転車損害賠償責任保険等加入義務化について★

近年、自転車と歩行者の関係者の交通事故が多く発生しています。自転車事故の加害者に対し、高額な損害賠償(数百万円～数千万円)を請求された事例もあります。

このような背景から、神奈川県では条例が制定され、自転車の安全で適正な利用と自転車事故の被害者を速やかに救済し、加害者の経済的負担を軽減するため、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けています。自転車を利用する人は必ず保険に加入してください。

★自転車利用時のヘルメット着用について★

頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守るにつながります。改正道路交通法(令和5年4月1日施行)により、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。大切な命を守るため、自転車を利用する際は乗車用ヘルメットを着用してください。

通学中のマナー

～些細なことでも大きな迷惑～

●周りの目を意識して、最低限のモラルを心掛けよう

- ①電車・バスの利用時に迷惑行為はしない
- ②通学路を広がって歩かない
- ③自動車やバイク通学の際は、最低限の運転マナーを意識する



大変残念なことに、本学には学生の通学中のマナー違反に関する苦情が多く寄せられています。主な内容として、電車の利用については乗車中に大声で会話する、座席を余分にとって座っている、乗車時に割込をする、通学路を広がって歩く、などが挙げられます。

皆さんに意識がなくても、周りの人が迷惑と感じれば、その行為は迷惑行為となります。公共機関の利用中や登下校の際は、自分が思っている以上に多くの人の目に触れていることを意識しましょう。特に大学名の記載されたジャージ、かばんなどを身につけている時は、ふるまいにより一層注意してください。

駐車・駐輪のマナー

～迷惑駐車は、犯罪行為です～

●STOP! 迷惑駐車・迷惑駐輪

- ①公道・私有地への駐車や駐輪はしない
- ②駐輪場利用の際は、他の利用者の迷惑にならないようにする
- ③迷惑駐車・駐輪は犯罪行為であることを意識する



「ほんの1時間くらいなら大丈夫…」といった軽い気持ちで行われるのが、迷惑駐車・迷惑駐輪です。しかし、その1時間のために、近隣住民は生活が妨げられること、緊急車両(消防車・救急車等)の通行が妨げられることが考えられます。

迷惑駐車・迷惑駐輪は、違法行為です。

また、キャンパス付近での迷惑駐車・迷惑駐輪を行った学生は、大学より指導を受けることになります。注意・警告にも関わらず迷惑駐車・迷惑駐輪を繰り返す学生は停学等の処分を受けます(巻末車両通学規程参照)。

学内の指定された駐輪場以外に自転車を停めることは禁止されています。

詐欺について

詐欺の被害も目立ちます。町内会費と言ってお金をだまし取るものや、インターネット上のワンクリック詐欺などがあります。よく確認し、被害にあわないようにしましょう。

男女交際のマナーについて

自分では交際していると思っていてもストーカー行為となっていることが多くあります。夫婦間でもストーカーになり得ます。

男女交際は「相手が嫌がることをしない」のが基本です。以下のような行為はストーカー規制法に抵触する恐れがありますので注意しましょう。

- つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、監視
- 面会・交際・復縁の強要
- 乱暴な言動(言葉の暴力、身体的な暴力)
- 短期間に連続してLINE、メールなどを送りつける
- 誹謗、中傷をメールやLINEで送りつける、SNSに書き込む
- 許可を得ないで相手の写真をSNSに掲載する

男女交際で困ったことがあったら、すぐに学生課に相談してください。

生活の安全を守るために [薬物・カルト宗教・安全についての注意]

大学生が違法薬物、カルト宗教、犯罪の被害に遭うことがしばしば報道されています。各自が日常の行動に注意することで被害を未然に防止することができます。安心して充実した学生生活を送るために、被害に遭わないよう心掛けましょう。

大麻等の違法薬物について

昨今、大学生による大麻・覚せい剤・危険ドラッグなど違法薬物の使用が大きな社会問題となっており、重大な犯罪行為や交通事故等の誘因にもなっています。違法薬物の所持・使用・栽培・製造・受取・譲渡・輸出入は犯罪行為であり、法律で厳しく罰せられます。本学においても、法令に違反した場合は学則上の懲戒対象となります。薬物の使用は心身に多大なる悪影響を及ぼし、通常の社会生活を送ることが困難となります。好奇心やその場の雰囲気によって、違法薬物に接することがないように十分注意してください。また、誤った情報に惑わされることなく、甘い勧誘には毅然とした態度で断る強い意志を持つことも必要です。

違法薬物の誘惑や違法行為に関わるようなことがありましたら、一人で解決しようと悩まず、すぐに各キャンパス学生課に相談してください。

カルト宗教について

本学では特定宗教の布教活動を許可していません。カルト宗教団体には、
「一緒に食事をしませんか」
「一緒にスポーツ(テニス・サッカー・バスケットボール等)をしませんか」
「パーティーに参加しませんか、他大学や社会人の友達ができます」
「ボランティア活動に興味はありませんか」
など、学内関係者、あるいはインカレサークルのメンバーを名乗り、音楽やスポーツ、ボランティアなどのサークルを装って勧誘し、知らず知らずの内にマインドコントロールされてしまうものがあります。これらの団体の悪質な点は、スポーツ、ボランティア活動などで人間関係を築き、友人になったと思わせてから正体を明かすことです。このような団体に入会することは、精神的・経済的に多大な被害を受け、大学生活が台無しになるばかりではなく、友人を勧誘することで仲間同士の信頼関係を壊すことにもなりかねません。自分達の身分や真の活動内容を明かすことなく接近し、勧誘を行うカルト的なグループには十分注意し、氏名、電話番号や住所など、個人情報をお教えないようにしてください。そして「怪しい」と感じたら、強い意志を持ってキッパリと断

りましょう。なお、学内でこのような勧誘活動を見かけた時や、実際に自分や友人が勧誘を受けた場合は、すみやかに各キャンパス学生課に連絡をお願いします。

各種勧誘について

キャンパス周辺や通学路、大きな駅周辺でアンケートや調査を装った各種の勧誘や、スカウトなどが出没することがあります。各種の勧誘はカルト宗教団体、悪質商法、自己啓発セミナー、風俗店のスカウト等です。あなたの利益になることは決してありません。勧誘目的か判断がつかない場合もあると思いますが、大切なことは、その場では氏名や電話番号・メールアドレス、LINE ID、住所など個人情報は教えない、ということです。勧誘者は個人情報の提供を断りづらい雰囲気を作られるかもしれませんが、その場での連絡先(LINE ID、電話番号、メールアドレス等)の交換は断り、「必要があればこちらから連絡します」と相手の連絡先を聞いてメモする(または写真をとる)ようにしましょう。見知らぬ相手に個人情報を教えないことが重要です。判断がつかない場合は、各キャンパス学生課にご相談ください。

女子学生の安全について

全国で一人暮らしの女子学生が犯罪に巻き込まれる事例が多数報告されています。被害に遭うことの無いよう次のことを徹底してください。

- 帰宅時、ドアを開ける前に周囲に不審者がいないか確認する。
- ドアを開けたら素早く室内に入り、すぐに施錠する。
- 就寝前や入浴時に玄関、ベランダ、風呂場等の戸締りを確認する。
- 夏季でも網戸などで窓を不用意に開放しない(2階、3階以上の住居でも同様)。
- 突然の訪問者には、ドアスコープなどで確認し、ドアチェーンを外さずに対応する。
- SNSや出会い系アプリ等で知り合った人と安易に二人きりで会わない。

みなさん一人ひとりが防犯に留意し、安全な学生生活を過ごすように注意しましょう。

悪質商法にあわないために

ここ数年、学生を狙った悪質商法による被害が発生しています。特に被害の多いものとして「投資用教材DVD」、「四柱推命講座」、「自己啓発セミナー」、「起業セミナー」、「マルチ商法」などがあります。

悪質商法の被害にあわないよう注意しましょう。

悪質商法の種類



- **資格商法**…強引な電話で「資格が簡単にとれますよ」などと迫る。
- **マルチ商法**…代理店となり、友人や知人を紹介して入会させると紹介料がもらえると誘って勧誘する。
- **アポイントメント商法**…「あなたが選ばれました」などと電話で喫茶店や事務所に呼び出し、高価な商品を強引に買わせる。
- **催眠商法**…閉め切った会場に人を集め、最初は安価な商品を無料で配り、雰囲気が盛り上がり高額な商品を売りつける。
- **キャッチセールス**…路上でアンケートと称し近づき、喫茶店や営業所に連れ込み、高額な品物を売りつける。
- **ネガティブ・オプション**…注文をしていないのに商品が勝手に送られてくる。
- **点検商法**…消防署や水道局など公共機関を装い、必要のない高額浄水器や消火器等の契約をさせる。
- **ねずみ講**…先に組織に加入した者が、後に加入した者から金銭等を受取る組織。
- **振り込め詐欺**…オレオレ詐欺や架空請求詐欺等の総称。架空の事実を口実に金銭を騙し取る。

落ち着いて クーリング・オフ



クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば自由に契約を解除できる制度です。消費者が契約するとき、セールスマン等に強引な勧誘を受けて意思の定まらないままに契約をしてしまうことがあります。この制度は、このような消費者を救うために活用されています。

表1

クーリング・オフできる期間

- 訪問販売…………… 8日間
- 電話勧誘販売…………… 8日間
- 連鎖勧誘販売…………… 20日間
- 特定継続的役務…………… 8日間
- 業務提供誘引販売…………… 20日間

このほかにもクーリング・オフ制度が設けられている取引があります。

クーリング・オフの方法

- 契約書を受取った日を含めて一定期間内（表1）に書面で通知します。
- はがきに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- クレジット契約をした場合は信販会社にも送ります。
- はがきは、郵便局窓口で「簡易書留」で送ります。

はがきの書き方の例

〔表〕

郵便はがき 〒□□□□□□□□	〇〇市〇〇町〇〇
	〇〇番〇〇号
	株式会社御中
(郵便番号)	
〒□□□□□□□□	

〔裏〕

この契約を解除します。 令和〇〇年〇月〇日 神奈川県大花子	契約解除通知 契約年月日 令和〇〇年〇月〇日 販売会社名 株式会社〇〇〇〇 販売店名 〇〇〇〇〇〇〇〇 担当者 〇〇〇〇氏 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〒□□□□□□□□
-------------------------------------	---

クーリング・オフができない場合

- ・ 自分の意志で店頭などに向いて買い物をした場合や通信販売で購入した場合
 - ・ 3,000円未満の商品を一括で支払った場合
 - ・ 乗用自動車の場合
 - ・ 消耗品を使用・消費してしまった場合
- 但し、クーリング・オフの期間が過ぎていた場合でも、中途解約・返品ができることがあります。

消費生活相談窓口

- かながわ中央消費生活センター（神奈川県民対象）
045-311-0999
- 横浜市消費生活総合センター（横浜市民対象）
045-845-6666
- 経済産業省（消費者相談室）
03-3501-4657
- 日本消費者協会消費者相談室
03-5282-5319

悪質商法から身を守る6つのポイント

- ・ 簡単にドアを開けず、まず名前と目的を確認する。
- ・ うますぎる儲け話に注意する。
- ・ 勇気をもって断る。
- ・ 契約書は、その場でよく読み、簡単に署名、押印しない。
- ・ 一人で決めずに家族・友人にまず相談する。
- ・ 万が一契約してしまったら、落ち着いてクーリング・オフを利用する。

困ってしまったら、一人で悩まずに、各キャンパス学生課に相談してください。

盗難・遺失物・拾得物

盗難について



残念ながら大学構内での盗難が多発しています。その多くは教室やトイレに財布の置き忘れや、体育の授業や図書館利用の際に貴重品を放置したり、居眠りするなどした本人の不注意が原因です。まわりに友人がいても、被害にあっています。貴重品は、常に身につけて自己管理しましょう。自転車の盗難も多くなっています。必ず鍵をかけましょう。もしも被害に遭ってしまったら、各キャンパス学生課に申し出てください。

遺失物・拾得物



学内での拾得物は、横浜キャンパスにおいては学生課に、みなとみらいキャンパスにおいては防災センターに届け出てください。大学には、毎年多くの落し物が届けられます。その大部分は持ち主が受け取りにきません。こうした遺失物に関しては、一定期間保管後、処分することになります。持ち主の判明するものについては、本人に連絡をします。電話による照会には原則応じていませんので、窓口で確認するようにしてください。

氏名・学籍番号が記載してあれば、落とし物をして本人に返ってくる可能性が高まります。氏名を書けるものにはできるだけ記入しましょう。

防災

関東周辺に東海地震や直下型地震が起こる確率は、年々高くなってきているといわれています。地震で恐ろしいのは、もちろん1次災害の建物倒壊等ですが、火災などの2次災害も忘れてはいけません。日頃から災害に対する備えは充分に行ってください。また、災害が発生した場合は、被害を最小限に食い止めるためにも各人冷静な行動が必要です。

地震が発生したら



地震が発生した場合は、特に以下の点に注意してください。

- ・窓やドアを開け、出口を確保しましょう。
- ・火気を使用している場合は、火の始末をしましょう。
- ・落下物等の危険があるため、外に飛び出すことはやめましょう。
- ・建物や塀には近づかないようにしましょう。
- ・地面の亀裂や陥没・隆起に注意しましょう。

学内で地震が発生した場合は、頭上からの落下物に備え、最寄りの机等の下にもぐり身を伏せます。あわてず、館内放送や教職員の指示に従って緊急避難場所へ避難しましょう。各キャンパスの緊急避難場所等、詳細は大学で配布している「大地震対応マニュアル—地震にそなえて—」を参照してください。

火災発生時の対応



火災を発見したら次の処置をとってください。

1. 通報

火災報知器や大声で周囲の人に火災が発生したことを知らせます。

2. 初期消火

絶対に無理はせず、必ず周辺の応援を求めてください。危険な状況でなければ、館内各所に設置してある消火器で消火に協力してください。初期消火の限界は天井に火がとどくまでです。

3. 避難

室内ではドアを閉めて出る・煙の中を逃げるときは、姿勢を低くして口をハンカチ等で覆い非常口等から避難する。その際、エレベータは絶対に使用しないようにしましょう。

02

諸規程

Information

■ 諸規程 13

諸規程

規程とは、皆さんがこれからスタートさせる、学生生活のルールの基礎となります。本誌で紹介した車両通学についての取り決めも、ここで紹介している規程により運用されています。

※2024年1月1日現在の規程となります。村橋・フロンティア奨学金規程及び細則については2023年度中に変更を予定していますので、今後変更となりますことをご承知おきください。

奨学金規程



●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学給費生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生の運用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この給費生制度は、神奈川大学(以下「本学」という。)の建学の精神を顕現するために設けるものであり、広く全国から優秀な学生を募り、その才能が十分に発揮できるよう修学を奨励し、有為な人材を育成することを目的とする。

(給費生の定義)

第3条 給費生は、本学が実施する給費生試験において給費生に合格し、所定の入学手続を完了した者をいう。

(給費生試験)

第4条 前条の給費生試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(給費金の額)

第5条 給費生に支給する給付金(以下「給費金」という。)の額は、別に定める。

(給費金の支給期間)

第6条 給費金の支給期間は、4年以内とする。

(給費金の支給)

第7条 給費金は、前期分と後期分からなるものとし、年2回に分けて支給する。

(給費金の支給停止)

第8条 給費生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の給費金の支給を停止する。

- (1) 本学学則(以下「学則」という。)の定める進級要件を満たさず原級となったとき その年度
 - (2) 入学から在学年次未までに修得した単位数が通算標準修得単位数に満たないとき その次年度
 - (3) 入学から在学年次未までの通算したGPAが2.0に満たないとき その次年度
 - (4) 休学したとき その学期
 - (5) その他、教授会の審議を経て、給費金の支給を停止することが相当であると認めるとき その学期又は次学期
- 2 前項第2号又は第3号の規定に該当する場合であっても、給費金を支給することが相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、給費金を支給する。

(支給期間への算入)

第8条の2 前条第1項各号に規定する給費金の支給停止期間は、第6条の支給期間に算入する。ただし、前条第1項第4号に該当し、かつ、前条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいず

れにも該当しないときは、この限りでない。

(支給停止の解除)

第9条 第8条の規定により給費金の支給が停止された理由が消滅した場合には、支給が停止された学期の次学期分から支給停止を解除する。

(給費生の資格喪失)

第10条 給費生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
- (2) 学則の定めるところによる学籍上の身分の異動(転部、転科)にあたり、異動先の学部教授会の審議を経て、給費生の資格を継続することが相当でないとき。
- (3) 学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (4) 第8条第1項第1号の規定により給費金の支給が停止された理由が支給停止となった年度の次年度においても継続しているとき。
- (5) その他、教授会の審議を経て、給費生として不適格と認めるとき。

第10条の2 学長は、前条の規定により、給費生の資格を失った者に対し、学生生活支援委員会の審議を経て、給付した給費金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事務の所管)

第11条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する給費生試験に関する事務は、入試事務部が所管する。

(実施細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月21日規程第408号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月15日規則第63号)

この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年11月9日規程第587号)

この規程は、平成13年11月9日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月16日規程第653号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月2日規程第758号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月30日規程第820号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 附 則 (平成23年12月1日規程第941号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年3月30日規程第1108号)
1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2 この規程は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前入学者については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学給費生規程施行細則

(趣旨)

- 第1条** この細則は、米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程(以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定める。

(給費金の額)

- 第2条** 規程第5条に規定する給費金の額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法学部、経済学部及び人間科学部に在籍する給費生に対する給費金の額は、年100万円
- (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部
に在籍する給費生に対する給費金の額は、年110万円
- (3) その他の各学部
に在籍する給費生に対する給費金の額は、年145万円
- 2 入学初年度は、前項各号に掲げる給費金の額に、入学金相当額を加算する。
- 3 給費生が自宅外通学者の場合には、第1項各号に掲げる給費金の額に、生活援助金として年70万円を加算し、取扱いは別に定める。
- 4 給費生のうち本学指定の海外研修プログラムに参加する者に対し、研修支援金として20万円を上限として加算し、取扱いについては別に定める。

(給費金の支給)

- 第3条** 規程第7条に規定する給費金は、原則として毎年5月及び11月に支給する。ただし、前条第4項の研修支援金については別に定める。
- 2 給費生は、前項の規定により給費金を受給するために必要な手続をとらなければならない。

(支給停止の通知)

- 第4条** 規程第8条の規定により給費金の支給を停止したときは、その旨を当該給費生及びその保証人あてに通知する。

(解除の通知)

- 第5条** 規程第9条の規定により給費金の支給停止を解除したときは、その旨を当該給費生及びその保証人あてに通知する。

(資格喪失の通知)

- 第6条** 給費生が規程第10条の規定によりその資格を喪失したときは、その旨を当該給費生及び保証人あてに通知する。

(改廃)

- 第7条** この細則の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

- 附 則 この細則は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成13年4月26日細則第80号)
この細則は、平成13年4月26日から施行し、平成14年度入学者から適用する。
- 附 則 (平成19年8月2日細則第95号)
この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成21年7月30日細則第100号)
この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年11月12日細則第111号)
1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
2 この細則は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前入学者については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成31年3月28日細則第118号)
1 この施行細則は、平成31年4月1日から施行する。
2 この施行細則は、平成32年度入学者から適用し、平成31年度以前入学者については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和元年12月26日規程第1206号)
1 この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。
2 この施行細則は、令和2年度入学者から適用し、平成31年度以前入学者については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和2年7月9日細則第124号)
1 この施行細則は、令和3年4月1日から施行する。
2 この施行細則は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和3年2月25日細則第127号)
この施行細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和4年3月3日細則第130号)
1 この施行細則は、令和5年4月1日から施行する。
2 この施行細則は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前入学者については、なお従前の例による。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学大学院給費生規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生(以下「大学院給費生」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

- 第2条** 神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する学生で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者は、大学院給費生による給費生(以下「給費生」という。)に出願することができる。
- (1) 大学の教員になることを希望し、意欲的に研究活動を行っている者
- (2) 学業成績、人物ともに優れ、他の模範となる者
- (3) 所属研究科の推薦を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学則に定める休学中の者は、出願資格がないものとする。

(給費金額)

- 第3条** 給費金額は、当該年度に支払う学費相当額とする。
- 2 給費金は、前期分と後期分からなるものとし、年2回に分けて給付する。

- (出願)
第4条 給費生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。
- (1) 研究計画書
 - (2) 学業成績を証明する書類
 - (3) 所属研究科委員長の推薦書
 - (4) その他必要な書類

(選考基準)

- 第5条** 給費生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

- 第6条** 給費生の採用は、学長が招集する選考委員会の審議を経て、学長が決定する。
- 2 学長は、選考委員会の委員長となり、委員を指名する。
 - 3 給費生の採用者数は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 博士前期課程1年次において2名以内
 - (2) 博士後期課程1年次において3名以内

(採用期間)

- 第7条** 給費生の採用期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 博士前期課程1年次に採用された者については、博士前期課程及び博士後期課程の在学期間を想定し、5年以内とする。ただし、この規定により博士後期課程の入学を約束するものではない。
 - (2) 博士後期課程1年次に採用された者については、3年以内とする

(採用の取消し)

- 第8条** 給費生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、給費生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

- 第9条** 給費生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 本学大学院学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき。
 - (2) 本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - (3) 本学大学院学則の定めるところにより標準修業年限を超えて在籍することが決定したとき。
 - (4) 博士前期課程1年次に採用された者が博士後期課程に進学しなかったとき。
 - (5) その他給費生として不適格であると認められたとき。

(給費金の返還)

- 第10条** 学長は、次に掲げる場合には、当該年度に給付した給費金の全額又は一部を返還させることができる。
- (1) 第8条の規定により給費生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により給費生の資格を喪失した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号の規定に該当する場合は博士前期課程の在籍中に給付した給費金の返還は求めない。

(事務の所管)

- 第11条** この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

- 第12条** この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

- 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成23年12月1日規程第942号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成31年3月28日規程第1178号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金
 神奈川大学予約型奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）への入学を強く希望しているにもかかわらず、経済上の理由によって進学が困難である成績優秀な者を支援する米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金（以下「奨学金」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 自宅所在地 奨学金を受ける奨学生（以下「奨学生」という。）の生計を主として維持する者の住所をいう。ただし、その者が勤務の関係等で一時的にその家族と別居しているときは、当該家族の住所を、学生本人が自ら生計を維持しているときは、本人の住所をいうものとする。
 - (2) 地方出身奨学生 自宅所在地が神奈川県及び東京都（伊豆・小笠原諸島を除く。以下同じ。）以外の奨学生をいう。
 - (3) 神奈川・東京出身奨学生 自宅所在地が神奈川県及び東京都の奨学生をいう。

(出願資格)

- 第3条** 次に掲げる要件の全てを満たす者は、奨学生に出願することができる。
- (1) 日本国籍を有する者又は日本国籍を有していない者のうち、査証における在留資格が永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者である者
 - (2) 日本国内の高等学校（中等教育学校を含み、通信制を除く。以下同じ。）を卒業見込みの者
 - (3) 本学の一般入学試験（前期）又は大学入学共通テスト利用入学試験（前期）を出願予定の者
 - (4) 別に定める家計状況及び学業成績に関する基準を満たし、人物ともに優れている者

(出願手続)

- 第4条** 奨学生に出願する者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。
- (1) 高等学校の発行する調査書
 - (2) 自宅所在地を証明する書類
 - (3) 家計状況を証明する書類
 - (4) その他必要な書類

(採用候補者の決定)

- 第5条** 奨学生に申し出た者のうちから、別に定める選考方法により、奨学生として採用される候補者(以下「採用候補者」という。)を決定する。
- 2 前項に規定する決定は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が行う。

(採用候補者の資格の喪失)

- 第6条** 採用候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、採用候補者の資格を喪失する。
- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生として入学したとき。
 - (2) 第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - (3) 第3条第3号に規定する入学試験に合格しなかったとき。

(採用手続)

- 第7条** 採用候補者が奨学生となることを希望する場合は、入学後、指定の期日までに所定の書類を学長に提出しなければならない。

(採用決定)

- 第8条** 奨学生の決定は、委員会の審議を経て、学長が行う。

(奨学金の額)

- 第9条** 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 理学部、工学部、化学生命学部、情報学部及び建築学部在籍する地方出身奨学生 年50万円
 - (2) その他の各学部在籍する地方出身奨学生 年40万円
 - (3) 理学部、工学部、化学生命学部、情報学部及び建築学部在籍する神奈川・東京出身奨学生 年30万円
 - (4) その他の各学部在籍する神奈川・東京出身奨学生 年20万円

(支給期間)

- 第10条** 奨学金の支給期間は、4年以内とする。

(支給の停止)

- 第11条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める学期又は年度の奨学金の支給を停止する。
- (1) 奨学生が休学したとき 当該学期
 - (2) 本学学則の定める進級要件を満たさず原級となったとき 当該年度
 - (3) 別に定める在学年次における学業成績に関する基準に満たないとき 当該在学年次の次年度
 - (4) その他奨学生として不適当であると認められたとき 次年度
- 2 前項各号に規定する奨学金の支給停止期間の前条の支給期間への算入については、次に掲げるとりとする。
- (1) 前項第1号の規定による支給停止期間は、支給期間に算入しない。
 - (2) 前項第2号から第4号までの規定による支給停止期間は、支給期間に算入する。
- 3 第1項第3号の規定に該当する場合であっても、奨学金を支給することが相当であ

ると認めるときは、同項同号の規定にかかわらず、奨学金を支給する。

(支給停止の解除)

- 第12条** 前条第1項の規定による奨学金の支給停止の事由が消滅した場合には、支給が停止された学期の次学期分から支給停止を解除する。

(奨学生の資格の喪失)

- 第13条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
 - (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - (3) 本学学則の定めるところにより標準修業年限を超えて在籍したとき。
 - (4) 出願及び採用手続の際に提出した書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - (5) その他奨学生として不適当であると認められたとき。

(奨学金の返還)

- 第14条** 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合には、学長は、委員会の審議を経て、支給した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(奨学金の辞退)

- 第15条** 奨学生が奨学金の辞退を申し出た場合には、届出をもって学長が認めるものとする。

(事務の所管)

- 第16条** この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

- 第17条** この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

- 附 則 1 この規程は、平成28年7月28日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年度入学者から適用する。(令和2年2月20日規程第1219号)
- 附 則 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和2年5月28日規程第1246号)
この規程は、令和2年5月28日から施行する。
- 附 則 (令和3年2月25日規程第1278号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和4年3月3日規程第1360号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学修学支援奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学修学支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条

神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難なものは、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 本学の1年次に在籍する者
- (2) 外国人留学生(在留資格が「留学」の者)
- (3) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
- (4) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生規程による給費生
- (5) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生
- (6) 本学学則及び本学大学院学則に定める標準修業年限を超えて在籍する者
- (7) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
- (8) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
- (9) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学資支給対象者又は授業料等減免対象者(ただし、学資支給・授業料等減免を停止されている者は除く。)

(奨学金の額)

第3条

奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法学部、経済学部及び人間科学部に在籍する奨学生 22万円
- (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部に在籍する奨学生 25万円
- (3) その他の各学部に在籍する奨学生 34万円
- (4) 理学研究科及び工学研究科に在籍する奨学生 36万円
- (5) その他の各研究科に在籍する奨学生 25万円

(出願手続)

第4条

奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。

- (1) 学業成績を証明する書類
- (2) 学費の支弁が困難である事情を証明する書類
- (3) その他必要な書類

(選考基準)

第5条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条

奨学生の採用は、学部生については学生生活支援委員会、大学院生については大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

2 奨学生は、年度ごとに採用するものとし、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(採用の取消し)

第7条

奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき

(奨学金の返還)

第9条

学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条

この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 1

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 2

次に掲げる規程及び細則は、廃止する。

- (1) 神奈川大学学費減免奨学生規程(昭和63年4月11日規程第262号)

- (2) 神奈川大学学費減免奨学生規程施行細則(平成7年2月21日細則第46号)

附 則

(平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(平成28年11月10日規程第1095号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(平成31年3月28日規程第1178号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(令和元年12月26日規程第1208号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(令和2年2月20日規程第1215号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(令和2年7月9日規程第1253号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 2

この規程は、令和3年度入学者から適用し、

令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則

(令和3年2月25日規程第1279号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(令和4年3月3日規程第1356号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 2

この規程は、令和5年度入学者から適用し、

令和4年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則

(令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金**神奈川大学新入生奨学金規程**

(趣旨)

第1条

この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学新入生奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条

- 神奈川大学(以下「本学」という。)の1年次に在籍する学生で、一定の成績基準を満たし、積極的な勉学意欲がありながら、経済的理由によって修学が困難な者は、奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。
- (1) 外国人留学生(在留資格が「留学」の者)
 - (2) 社会人入学試験により入学した者
 - (3) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
 - (4) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生
 - (5) 本学学則に定める休学中の者
 - (6) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
 - (7) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学資支給対象者又は授業料等減免対象者

(奨学金の額)

第3条

- 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 法学部、経済学部及び人間科学部に在籍する奨学生 21万円
 - (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部に在籍する奨学生 24万円
 - (3) その他の各学部に在籍する奨学生 33万円

(出願手続)

第4条

- 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願ひ出なければならない。
- (1) 学業成績を証明する書類
 - (2) 学費の支弁が困難である事情を証明する書類
 - (3) その他必要な書類

(選考基準)

第5条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条

- 奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。
- 2 奨学生の採用は、一度限りとする。

(採用の取消し)

第7条

奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条

- 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき
 - (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき
 - (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき

(奨学金の返還)

第9条

- 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条

この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成27年3月26日規程第1063号)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(平成28年11月10日規程第1096号)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(令和元年12月26日規程第1207号)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(令和2年2月20日規程第1216号)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(令和2年7月9日規程第1254号)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則

(令和3年2月25日規程第1280号)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(令和4年3月3日規程第1357号)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則

(令和5年3月2日規程第1449号)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学地方出身学生支援奨学金規程

(趣旨)

第1条

この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学地方出身学生支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地方出身学生 東京都(伊豆・小笠原諸島を除く。)、神奈川県以外に自宅があり、自宅からの通学が困難で、自宅以外の住所から通学する者
- (2) 自宅 支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)の生計を主として維持する者の住所をいう。ただし、奨学生の生計を主として維持する者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、その家族の住所を自宅とみなす。

(出願資格)

- 第3条** 神奈川大学(以下「本学」という。)の1年次に在籍する地方出身学生で、経済的理由により経済支援が必要な者は、奨学生に出願することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願資格がないものとする。
- (1) 神奈川大学附属高等学校出身者
 - (2) 外国人留学生(在留資格が「留学」の者)
 - (3) 社会人入学試験により入学した者
 - (4) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
 - (5) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生
 - (6) 本学学則に定める休学中の者
 - (7) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
 - (8) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学資支給対象者又は授業料等減免対象者

(奨学金額)

- 第4条** 奨学金額は、年間20万円とする。

(出願)

- 第5条** 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。
- (1) 本人及び家族全員の住民票
 - (2) 不動産賃貸借契約書の写し
 - (3) その他必要な書類

(選考基準)

- 第6条** 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

- 第7条** 奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の選考を経て、学長が決定する。
- 2 奨学生の採用は、一度限りとする。

(採用の取消し)

- 第8条** 奨学生が第5条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

- 第9条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき
 - (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき
 - (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき

(奨学金の返還)

- 第10条** 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、給付した奨学金の全額又は一部を返還させることができる。
- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

- 第11条** この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

- 第12条** この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規程第1434号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

- 第2条** 神奈川大学(以下「本学」という。)の1年次に在籍し、神奈川大学附属高等学校(以下「附属高校」という。)を前年度に卒業した学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難な者は、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
- (2) 本学学則に定める休学中の者

(奨学金の額)

- 第3条** 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 法学部、経済学部及び人間科学部に在籍する奨学生 年22万円
 - (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部に在籍する奨学生 年25万円
 - (3) その他の各学部に在籍する奨学生 年34万円

(出願手続)

- 第4条** 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。
- (1) 附属高校の卒業証明書
 - (2) 学業成績を証明する書類
 - (3) 家計状況を証明する書類
 - (4) 附属学校長の推薦書
 - (5) その他必要な書類

(選考基準)

- 第5条** 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用及び採用期間)

- 第6条** 奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。
- 2 奨学生の採用期間は、4年以内とする。

(採用の取消し)

- 第7条** 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(支給の停止)

- 第8条** 奨学生が休学したときは、当該学期中の奨学金の支給を停止する。

(支給期間への算入)

- 第9条** 前条の支給停止期間は、第6条第2項の採用期間には算入しない。

(支給停止の解除)

- 第10条** 第8条の規定による奨学金の支給停止の事由が消滅した場合には、支給が停止された学期の次学期分から支給停止を解除する。

(資格の喪失)

- 第11条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
 - (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - (3) 本学学則の定める修業年限を超えて在籍することが決定したとき。
 - (4) 本学学則の定める進級要件を満たさず、原級したとき。
 - (5) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

- 第12条** 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

- 第13条** この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

- 第14条** この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日規程第1217号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条まで、第11条第1号及び第12条第2号については、令和2年4月1日から適用する。

- 2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。ただし、第8条から第10条まで、第11条第1号及び第12条第2号につい

ては、令和2年度入学者から適用する。

附 則 (令和2年7月9日規程第1255号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年2月25日規程第1281号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月3日規程第1358号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学出身者支援奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学出身者支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

- 第2条** 神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)の博士前期課程1年次に在籍し、神奈川大学を前年度に卒業した学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難な者は、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生規程による給費生
- (2) 本学大学院学則に定める休学中の者

(奨学金の額)

- 第3条** 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理学研究科及び工学研究科に在籍する奨学生 22万円
- (2) その他の各研究科に在籍する奨学生 15万円

(出願手続)

- 第4条** 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。
- (1) 学業成績を証明する書類
 - (2) 神奈川大学の卒業証明書
 - (3) 家計状況を証明する書類
 - (4) その他必要な書類

(選考基準)

- 第5条** 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

- 第6条** 奨学生の採用は、大学院委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

- 2 奨学生の採用は、一度限りとする。

(採用の取消し)

第7条 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第9条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第1178号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日規程第1218号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学外国人留学生授業料減免制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学外国人留学生授業料減免制度(以下「減免制度」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する私費外国人留学生(在留資格が「留学」の者)で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難な者は、減免制度を受ける減免対象者(以下「減免対象者」という。)に出願することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
- (2) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生規程による給費生
- (3) 本学学則及び本学大学院学則に定める標準修業年限を超えて在籍する者
- (4) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
- (5) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者

(減免額)

第3条 減免額は、次の各号に掲げる減免対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法学部、経済学部及び人間科学部に在籍する減免対象者 22万円
- (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部
に在籍する減免対象者 25万円
- (3) その他の各学部
に在籍する減免対象者 34万円
- (4) 理学研究科及び工学研究科に在籍する減免対象者 36万円
- (5) その他の各研究科に在籍する減免対象者 25万円

(出願手続)

第4条 減免対象者を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。

- (1) 学業成績を証明する書類
- (2) 在留カード又は外国人登録証明書の写し
- (3) その他必要な書類

(選考基準)

第5条 減免対象者を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条 減免対象者の採用は、学部生については学生生活支援委員会、大学院生については大学院委員会(以下向委員会を「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

- 2 減免対象者は、年度ごとに採用するものとし、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も減免対象者となることを妨げない。

(採用の取消し)

第7条 減免対象者が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、減免対象者の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条 減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他減免対象者として不適格であると認められたとき。

(減免した授業料の支払請求)

第9条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、減免した授業料の全部又は一部の支払を請求することができる。

- (1) 第7条の規定により減免対象者の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により減免対象者の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月7日規程第980号)

この規程は、平成25年3月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第1178号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日規程第1220号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月9日規程第1256号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年2月25日規程第1282号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月3日規程第1359号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学指定資格取得・進路支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学指定資格取得・進路支援奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 神奈川大学(以下「本学」という。)に在籍する学生で、在籍期間中に次の各号のいずれかに該当し、かつ、学業成績が優秀なものは、奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。

- (1) 司法試験、公認会計士試験又は税理士試験に合格した者(第3号に規定する者を除く。)
- (2) 税理士試験のうち会計に属する科目の2科目又は税法に属する科目から3科目(所得税法又は法人税法のいずれか1科目を含む。)に合格した者

(3) 前号の規定により奨学生に採用された者で、税理士試験に合格したものの

(4) 国家公務員採用総合職試験又はそれと同程度程度の公務員試験に合格した者

(5) TOEFL iBT[®] 96点以上又はTOEIC[®] 850点以上を取得した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨学生に出願することができない。

(1) 本学学則に定める修業年限を超えて在籍する者

(2) 本学学則に定める休学中の者

(3) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者

(4) 前項第5号に該当する者で、母語又は公用語を英語とする国において、日本の中学校及び高等学校に相当する教育機関に3年以上在籍したもの

(奨学金額)

第3条 奨学金額は、次に掲げる額とする。

(1) 前条第1項第1号及び第4号の規定に該当する者については、30万円

(2) 前条第1項第3号の規定に該当する者については、20万円

(3) 前条第1項第2号及び第5号の規定に該当する者については、10万円

(出願)

第4条

奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願ひ出なければならない。

(1) 試験合格、採用決定、得点のいずれかを証明する書類

(2) 学業成績を証明する書類

(3) その他必要な書類

(選考基準)

第5条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用決定)

第6条

奨学生の決定は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の選考を経て、学長が行う。

2 奨学生の採用は、一度限りとする。ただし、第2条第1項の各号において異なる実績をあげた場合又は第2条第1項第1号において異なる試験に合格した場合は、この限りでない。

(採用の取消し)

第7条

奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 本学学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき。

(2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。

(3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

- 第9条** 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全額又は一部を返還させることができる。
- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日規程第1131号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学海外活動支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学海外活動支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願できる者は、次の各号の支援区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 短期海外研修等支援 神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍し、学生生活支援委員会又は大学院委員会が指定する短期海外研修プログラム又は海外インターンシップに参加する者で、学業成績、人物ともに優れたもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、出願資格がないものとする。
 - ア 本学学則及び本学大学院学則に定める修業年限を超えて在籍する者
 - イ 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
 - ウ 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
- (2) 派遣交換留学生支援 本学又は本学大学院に在籍し、派遣交換留学生に決定した者で、学業成績、人物ともに優れたもの
- (3) 受入交換留学生支援 本学と協定を結ぶ海外の大学(以下「協定校」という。)から本学又は本学大学院に受け入れた交換留学生で、学業成績、人物ともに優れた者

(奨学金額)

第3条 奨学金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 短期海外研修等支援の奨学生には、参加費補助として、一律5万円を給付する。

(2) 派遣交換留学生支援の奨学生には、奨学金として学業成績及び留学先に応じて派遣期間分、別に定める奨学金額を給付する。

(3) 受入交換留学生支援の奨学生には、生活支援金として受入期間分、月額5万円を給付する。

(出願)

第4条

派遣交換留学生支援及び受入交換留学生支援の奨学生を志願する者は、所定の申請書により、学長に願い出なければならない。

2 短期海外研修等支援の奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 学業成績を証明する書類
- (2) 短期海外研修等への参加を証明する書類

(選考基準)

第5条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条

奨学生の採用は、本学においては学生生活支援委員会、本学大学院においては大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の選考を経て、学長が決定する。

2 短期海外研修等支援の奨学生の採用は、本学又は本学大学院の在籍期間中一度限りとする。

3 派遣交換留学生支援及び受入交換留学生支援の奨学生の採用は、別に定める留学期間内とする。

(修了報告)

第7条

奨学生は、奨学生の採用期間終了後、速やかに報告書及び修了を証明する書類を提出しなければならない。

(採用の取消し)

第8条

奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第9条

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき

(奨学金の返還)

第10条

学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第11条

この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年7月25日規程第998号)

この規程は、平成25年7月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。
附 則 (令和5年6月8日規程第1481号)

この規程は、令和5年6月8日から施行する。
2 第3条第2号の規定は、施行日以降に選考の対象となり、派遣交換留学を開始する者から適用する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学学術研究活動支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学学術研究活動支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する学生で、将来における明確な目標を持ち、学業成績、人物ともに優れ、かつ、次の各号のいずれかに該当する者は、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。ただし、第1号については、本学大学院に在籍する学生に限る。

(1) 明確な研究計画を持ち実現に向け努力を続けている者で、優れた研究能力を有すると認められるもの

(2) 論文又は作品等が社会的に高い評価を受けるなど、学術分野において優れた実績をあげた者

(3) 国内外で開催された学会に出席し、発表を行った者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

(1) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者

(2) 本学学則に定める修業年限を超えて在籍する者

(3) 本学大学院学則第27条の2に基づく在学の延長を許可された者以外の者で、修業年限を超えて在籍するもの

(4) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者

(奨学金の額)

第3条 奨学金は、活動内容及び実績並びにその活動における社会的評価に応じて給付し、奨学金の額は、別に定める。

(出願手続)

第4条 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願ひ出なければならぬ。

(1) 研究計画書又は活動の成果を証明する書類

(2) 学業成績を証明する書類

(3) 指導教員の推薦書

(4) その他必要な書類

(選考基準)

第5条 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条 奨学生の採用は、学部生については学生生活支援委員会、大学院生については大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。奨学生は、年度ごとに採用し、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(採用の取消し)

第7条 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき

(2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき

(3) その他奨学生として不適格であると認められたとき

(奨学金の返還)

第9条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合

(2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (令和2年2月20日規程第1222号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学学業成績優秀者奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学学則第55条及び学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学学業成績優秀者奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この奨学金は、修学中の学生に対する勉強意欲の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 この奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)は、神奈川大学学業成績優秀者表彰制度取扱規程第6条の規定による成績優秀者とする。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、最優秀者は40万円、優秀者は20万円とする。

(採用)

第5条 奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

- 2 奨学生は、年度ごとに採用するものとし、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(資格の喪失)

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
(2) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●村橋・フロンティア奨学金規程

(設置)

第1条 学校法人神奈川大学に村橋・フロンティア奨学金(以下「奨学金」という。)を置く。

(目的)

第2条 この奨学金は、村橋三好氏及び神奈川大学フロンティアクラブ(以下「フロンティアクラブ」という。)の篤志を尊重し、学業、人物ともに優秀な神奈川大学に在籍する学生の学業を支援し、有為な人材を育成することを目的とする。

(奨学金)

第3条

奨学金は、村橋三好氏からの寄附金、フロンティアクラブからの寄附金等を原資とする。

- 2 この奨学金の趣旨に賛同する寄附金があった場合、理事会の議を経て、奨学金に繰り入れることができる。

(奨学金の管理)

第4条 奨学金は、学校法人神奈川大学資金運用管理規程に基づき運用するものとし、財務部財務課が管理する。

(奨学金)

第5条

第2条の目的を達成するため、村橋・フロンティア奨学金(以下「奨学金」という。)を設ける。

- 2 奨学金は、奨学金から給付する。
3 給付の額及び件数は、理事会が決定する。

(奨学金の給付)

第6条

奨学金は、神奈川大学に在籍する学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者に対して給付する。

- 2 前項の決定は、理事会の議を経て行い、理事長がこれを授与する。

(奨学金の運用)

第7条

前条に定めるもののほか、奨学金の運用に関し必要な事項は、施行細則で定める。

(改廃)

第8条

この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(平成13年6月15日規程第63号)

この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(平成25年9月5日規程第999号)

この規程は、平成25年9月5日から施行する。

(平成27年3月26日規程第1051号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成29年8月1日規程第1122号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(令和5年5月23日規程第1480号)

この規程は、令和5年5月30日から施行する。

●村橋・フロンティア奨学金規程施行細則

(趣旨)

第1条

この細則は、村橋・フロンティア奨学金規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、「村橋・フロンティア奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生)

第2条

奨学金を授与される者を村橋・フロンティア奨学生(次条第2項第2号から第7号までを除き、以下「奨学生」という。)という。

(出願資格)

第3条

神奈川大学(以下「本学」という。)に在籍する学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者は、奨学生に出願することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。
- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
 - (2) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生
 - (3) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学修学支援奨学金規程による奨学生
 - (4) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学新入生奨学金規程による奨学生
 - (5) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金規程による奨学生
 - (6) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学外国人留学生授業料減免制度規程による奨学生
 - (7) 神奈川大学激励奨学金規程第2条第1号及び第2号による奨学生
 - (8) 本学学則に定める修業年限を超えて在籍する者
 - (9) 本学学則に定める休学中の者
 - (10) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
 - (11) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学資支給対象者又は授業料等減免対象者(ただし、学資支給・授業料等減免を停止されている者は除く。)

(奨学金額)

第4条 給付の額及び件数は、規程第5条第3項の規定に基づき、毎年度理事会が決定する。

(出願)

第5条 奨学生を志願する者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、理事長に願い出なければならぬ。

(奨学生の採用及び奨学金の授与)

- 第6条** 理事長は、前条の出願があった候補者の中から奨学生を採用し、奨学金及び村橋・フロンティア奨学生章を授与する。
- 2 理事長は、奨学生の採用に資するため、諮問委員会を設置することができる。
 - 3 諮問委員は、必要に応じて理事長が指名する。
 - 4 奨学生の採用は、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(誓約書)

第7条 奨学生として採用された者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(採用の取消し)

第8条 奨学生が第5条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、理事長は、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

- 第9条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となるとき。
 - (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第10条 理事長は、次に掲げる場合には、当該年度に給付した奨学金額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第11条 この細則に定める奨学金に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会が行う。

- 附 則 この細則は、平成11年10月22日から施行する。
 附 則 (平成16年3月16日規程第653号)
 附 則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
 附 則 (平成21年7月30日細則第101号)
 附 則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
 附 則 (平成28年11月10日細則第113号)
 附 則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則 (平成29年8月1日細則第115号)
 附 則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則 (平成30年3月8日細則第117号)
 附 則 この施行細則は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則 (令和元年12月26日細則第120号)
 附 則 この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。
 附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)
 附 則 この施行細則は、令和5年4月1日から施行する。
 附 則 (令和5年6月22日細則第134号)
 附 則 この施行細則は、令和5年6月22日から施行し、令和5年5月30日から適用する。

●神奈川大学激励奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学(以下「本学」という。)及び神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に神奈川大学激励奨学金(以下「奨学金」という。)制度を設け、多様な学習環境において修学及び学生生活に励む学生を激励し、支援することによって勉学意欲の高揚を図り、優れた人材を育成することを目的とする。

(種類)

- 第2条** 奨学金の種類は、次のとおりとする。
- (1) 学業成績を含めて、極めて優秀と認められる学生に給付する奨学金
 - (2) 学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的理由によって学業の継続が困難と認められる学生の支援のために給付する奨学金
 - (3) ボランティア等各種社会活動や課外活動で活躍する学生の、学業両立を支援するために給付する奨学金

(出願資格)

第3条 この奨学金を受ける奨学生(次項を除き、以下「奨学生」という。)に出願することができる者は、本学又は本学大学院に在籍するもの

とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
 - (2) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生規程による給費生
 - (3) 本学学則及び本学大学院学則に定める修業年限を超えて在籍する者
 - (4) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
 - (5) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
- 2 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生については、前条第3号に掲げる奨学金のみに出願することができる。
- 3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）における学資支給対象者又は授業料等減免対象者（ただし、学資支給・授業料等減免を停止されている者は除く。）については、前条第1号又は第3号に掲げる奨学金のみ出願ができるものとする。

（奨学金）

第4条

奨学金の資金は、この規程の目的に賛同する個人又は法人による寄付金とする。

2 奨学金は、1件10万円とし、寄付者の氏名等を冠する。

3 奨学金の寄付に関する事項は、別に定める神奈川大学激励奨学金寄付金取扱細則による。

4 奨学金の給付は、1名に対し1件とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（出願）

第5条

奨学生を志願する者は、所定の申請書に必要な書類を添えて学長に願出しなければならない。必要書類は、第2条の種類に応じ、別に定める。

（選考基準）

第6条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

（採用）

第7条

奨学生の採用は、本学にあっては学生生活支援委員会、本学大学院にあっては大学院委員会（以下両委員会を「委員会」という。）の選考を経て、学長が決定する。

（採用の取消し）

第8条

奨学生が第5条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

（資格の喪失）

第9条

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

（奨学金の返還）

第10条

学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

（事務の所管）

第11条

この規程に関する事務は、学生課が所管する。

（改廃）

第12条

この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。（平成13年6月15日規則第63号）

附 則

この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

（平成16年3月16日規程第653号）この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（平成21年7月30日規程第836号）この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（平成27年3月26日規程第1063号）この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（平成28年11月10日規程第1097号）この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（平成31年3月28日規程第1178号）この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（令和元年12月26日規程第1209号）この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（令和5年3月2日規程第1449号）この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●神奈川大学後援会給付奨学金規程

（趣旨）

第1条

この規程は、神奈川大学学部学生に対する給付奨学金に関する事項を定める。

（目的）

第2条

給付奨学金は、勉学意欲をもちながら、経済的に修学困難な者に対し、援助することを目的とする。

2

前項の給付奨学金を給付される者を給付奨学生という。

（資格）

第3条

給付奨学生に出願できる者は、神奈川大学に在籍する1年次から4年次までの経済的理由により学費の支弁が困難な者で成績・人物共に優秀な者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 今年度原級者・休学者、神奈川大学学則に定める修業年限を超える（留年）者
- (2) 過去に本奨学金を受給した者
- (3) 現在までに以下の給付奨学金を受給した者
 - ・神奈川大学給費生
 - ・神奈川大学予約型奨学金
 - ・神奈川大学新入生奨学金
 - ・神奈川大学地方出身学生支援奨学金
 - ・神奈川大学修学支援奨学金
 - ・神奈川大学激励奨学金
 - ・村橋・フロンティア奨学金
 - ・神奈川大学官院会給付奨学金
 - ・その他学外の団体からの給付奨学金

(給付人数及び金額)

第4条 給付奨学生の人数及び給付金額は次のとおりとする。
給付人数 30名
給付金額 年額20万円

(給付期間)

第5条 給付奨学生の期間は、採用年度限りとする。

(出願手続)

第6条 給付奨学生に出願する者は、次の書類を提出しなければならない。
・給付奨学生願書(所定のもの)
・成績に関する書類
・家計に関する書類

(大学への委託)

第7条 給付奨学生の出願書類の受理及び選考は、学校法人神奈川大学へ委託する。

(採用の決定)

第8条 給付奨学生は、修学上経済的援助が必要と認められ、かつ学業成績、人物ともに優れている者の中から選考し、後援会会長が採用を決定する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、後援会役員会が行う。

附 則 この規程は、平成20年5月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成26年5月17日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

●一般社団法人神奈川大学宮陵会給付奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学学部学生を対象とする一般社団法人神奈川大学宮陵会給付奨学金(以下「給付奨学金」という。)に関する事項を定める。

(目的)

第2条 給付奨学金は、勉学意欲をもちながら、経済的に修学困難な者に対し、援助することを目的とする。
2 前項の給付奨学金を給付される者を「給付奨学生」という。

(資格)

第3条 給付奨学生に出願できる者は、神奈川大学に在学する者で次の各号に該当する者とする。
(1) 天災その他の災害又は家計支持者の死亡、疾病、失業等により、家計が急激に変化し、学業の継続が困難になった者
(2) 成績、人物共に優秀な者
(3) 原則として卒業年次である者

(給付人数及び金額)

第4条 給付奨学生の人数及び給付金額は、次のとおりとする。
給付人数 若干名
給付金額 分納すべき学費等納入額の1/2相当額以内とする
給付時期 分納すべき時期1回限りとする

(給付期間)

第5条 給付奨学生の期間は、採用年度限りとする。

(出願手続)

第6条 給付奨学生に出願する者は、次の書類を提出しなければならない。
(1) 給付奨学生願書(所定のもの)
(2) 学業成績証明書
(3) 家計証明書
(4) クラス担任又はゼミナール(卒研)担当教員の推薦書(所定のもの)

(大学への委嘱)

第7条 給付奨学生の出願書類の受理及び候補者の選考は、学校法人神奈川大学へ委嘱する。

(採用の決定)

第8条 給付奨学生は、第3条に定める資格を有する者の中から候補者(複数可)を選考し、宮陵会の役員面接を経て、宮陵会会長が採用を決定する。

(取消)

第9条 給付奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、宮陵会会長がその資格を取り消すことができる。
(1) 休学及び退学したとき
(2) 給付する必要のない事由が生じたとき
(3) 給付の対象として適当でないと認められたとき

(義務)

第10条 この規程により給付された奨学金は、返還を要しない。ただし、資格を取り消された者については、給付された奨学金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月17日から施行し、令和4年度の給付奨学生から適用する。

●一般社団法人神奈川大学宮陵会大学院給付奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院生を対象とする一般社団法人神奈川大学宮陵会給付奨学金(以下「大学院給付奨学金」という。)に関する事項を定める。

- (目的)
第2条 大学院給付奨学金は、優秀な研究者養成のために援助することを目的とする。
- 2 前項の大学院給付奨学金を給付される者を「大学院給付奨学生」という。

- (資格)
第3条 大学院給付奨学生に出願できる者は、神奈川大学を卒業し、かつ神奈川大学大学院に在学する者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。
- (1) 休学中の者
 (2) 定職を有する者
 (3) その他給付の必要がないと認められる者

- (給付人数及び金額)
第4条 大学院給付奨学生の人数及び金額は、次のとおりとする。
- 給付人数 若干名

給付金額

研究科	給付金額
法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 外国語学研究科 人間科学研究科 歴史民俗資料学研究科	年額300,000円
理学研究科 工学研究科	年額400,000円

- (給付期間)
第5条 大学院給付奨学生の期間は、採用年度限りとする。ただし、当該奨学生の願い出により重ねて採用することができる。

- (出願手続)
第6条 大学院給付奨学生に出願する者は、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 大学院給付奨学生願書(所定のもの)
 (2) 学業成績証明書
 (3) 研究計画書(所定のもの)
 (4) 指導教授の推薦書(所定のもの)

- (大学への委嘱)
第7条 大学院給付奨学生の出願書類の受理及び候補者の選考は、学校法人神奈川大学へ委嘱する。

- (採用の決定)
第8条 大学院給付奨学生は、学業成績、人物ともに優れていると認められ、かつ将来の志向が明確な者の中から候補者(複数可)を選考し、宮陵会の役員面接を経て、宮陵会会長が採用を決定する。

- (取消)
第9条 大学院給付奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、宮陵会会長がその資格を取り消すことができる。
- (1) 休学及び退学したとき
 (2) 給付する必要のない事由が生じたとき
 (3) 給付の対象として適当でないと思われたとき

- (義務)
第10条 この規程により給付された奨学金は、返還を要しない。ただし、資格を取り消された者に対し、給付された奨学金の一部又は全部の返還を求めることがある。
- 2 大学院給付奨学生は、受給年度における研究成果を指導教授を経て、宮陵会会長に報告しなければならない。

- (改廃)
第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

- 附 則 この規程は、令和2年2月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

- 附 則 この規程は、令和3年9月17日から施行し、令和4年度の大学院給付奨学生から適用する。

●神奈川大学緊急支援学費減免制度規程

- (目的)
第1条 神奈川大学緊急支援学費減免制度(以下「緊急支援」という。)は、神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する者(以下「在籍者」という。)が、自然災害により、又は在籍者の学費や生活費を負担する者(以下「生計維持者」という。)の失職、死亡等により、家計の状況が大幅に悪化し、学費の支払が困難になった場合に学費減免等の救済措置を行うとともに、本学又は本学大学院(以下「本学等」という。)へ進学を希望する者(以下「受験生」という。)が自然災害により被害を受けた場合に入学検定料免除の救済措置を行うことにより、在籍者の修学及び受験生の進学を支援することを目的とする。

- (対象者の資格)
第2条 第一種災害罹災対象者となる者は、在籍者であって、主たる生計維持者が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用された市区町村において居住し、かつ、所有する住家(借家を除く。以下同じ。)が自然災害により全壊又は半壊の認定を受けたものでなければならない。ただし、主たる生計維持者が勤務の関係等で一時的に別居しているときは、その所有する住家に居住しているものとみなす。

- 2 第二種災害罹災対象者となる者は、受験生であって、主たる生計維持者が災害救助法の適用された市区町村において居住し、かつ、所有する住家が自然災害により全壊又は半壊の認定を受けたものでなければならない。ただし、主たる生計維持者が勤務の関係等で一時的に別居していると

- きは、その所有する住家に居住しているものとみなす。
- 3 第三種災害罹災対象者となる者は、第二種災害罹災対象者となった者で、本学等に入学することが決定したものでなければならぬ。
- 4 家計急変対象者となる者は、在籍者であって、過去1年以内に生じた主たる生計維持者の失職、死亡等により、家計の状況が大幅に悪化し、学費の支払が困難になったものでなければならぬ。ただし、本学等の他の奨学金制度による奨学生（神奈川大学激励奨学金規程による奨学生、米田吉盛教育奨学金神奈川大学指定資格取得・進路支援奨学金規程による奨学生、米田吉盛教育奨学金神奈川大学学術研究活動支援奨学金規程による奨学生及び米田吉盛教育奨学金神奈川大学海外活動支援奨学金規程による奨学生を除く。）は、対象となることができない。

（救済措置）

- 第3条 救済措置は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第一種災害罹災対象者については、罹災状況に応じて学費を減免する。
- (2) 第二種災害罹災対象者については、入学検定料の支払を免除する。
- (3) 第三種災害罹災対象者については、入学金の支払を免除するとともに、罹災状況に応じて入学後の学費を減免する。
- (4) 家計急変対象者については、授業料を減額する。

（減免額）

- 第4条 第一種災害罹災対象者及び第三種災害罹災対象者の減免の額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 家屋の全壊の場合 その者が本学等に当該年度納入すべき学費の全額の支払を免除する。
- (2) 家屋の大規模半壊又は半壊の場合 その者が本学等に当該年度納入すべき学費の半額の支払を免除する。
- 2 家計急変対象者については、その者が本学等に納入すべき当該授業料の年額の30パーセントに相当する額の支払を免除する。

（出願方法）

- 第5条 出願方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第一種災害罹災対象者は、所定の申請書及び災害救助法が適用された市区町村発行の罹災（被災）証明書の写しを在籍する学部及び研究科が所在するキャンパスの学生課に提出しなければならない。
- (2) 第二種災害罹災対象者は、所定の申請書及び災害救助法が適用された市区町村発行の罹災（被災）証明書の写しを入試事務部に提出しなければならない。
- (3) 家計急変対象者は、所定の申請書及び家計の急変を証明する書類を在籍する学部及び研究科が所在するキャンパスの学生課に提出しなければならない。

（採用）

- 第6条 第一種災害罹災対象者及び第二種災害罹災対象者の採用は、罹災（被災）証明書

の写しの提出をもって決定とする。

- 2 第三種災害罹災対象者の採用は、入学手続の完了をもって決定とする。
- 3 家計急変対象者の採用は、出願書類が提出された後に、学長が決定する。
- 4 家計急変対象者の採用は、特別の事情がある場合を除き、在籍中一回に限るものとする。

（採用の取消し）

- 第7条 第一種災害罹災対象者、第二種災害罹災対象者及び第三種災害罹災対象者並びに家計急変対象者（以下「対象者」という。）が第5条に規定する書類（虚偽の記載をして提出したときは、学長は、対象者の採用を取り消すことができる。

（資格の喪失）

- 第8条 家計急変対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他家計急変対象者として不適格であると認められたとき。

（免除した学費及び授業料の支払請求）

- 第9条 学長は、次に掲げるときは、免除した学費及び授業料の全部又は一部の支払を請求することができる。
- (1) 第7条の規定により対象者の採用を取り消したとき。
- (2) 前条の規定により家計急変対象者がその資格を喪失したとき。

（救済措置の取止め）

- 第10条 理事長は、学校法人神奈川大学の運営に重大な影響を及ぼす自然災害が発生したときは、第3条第1号から第3号までに規定する救済措置の実施を取り止めることができる。

（事務の所管）

- 第11条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。ただし、第二種災害罹災対象者に関する事務は、入試事務部が所管する。

（改廃）

- 第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

- 附 則 この規程は、平成21年7月30日から施行する。
- 附 則 (令和2年3月26日規程第1240号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和2年5月28日規程第1248号)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●神奈川大学学業成績優秀者表彰制度取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学学則（以下「学則」という。）第55条の規定に基づき、学生の勉学への熱意や取組を評価し、その実績を表彰することにより、修学中の学生に対する勉学意欲の高揚を図ることを目的として制定する学業成績優秀者（以下「成績優秀者」という。）表彰制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 別に定める通算標準修得単位数以上を修得し、かつ、各学科の進級基準を満たした1年次から3年次までに在籍する学生であって、当該年度の学業成績が優秀と認められるもの
 - (2) 卒業が認定された4年次に在籍する学生であって、学業成績が優秀と認められるもの
- 2 過年度の成績優秀者も表彰の対象となるものとする。

(成績優秀者の人数等)

第3条 成績優秀者は、最優秀者及び優秀者とし、それぞれの人数は、別表のとおりとする。

(表彰の名称)

第4条 表彰の名称は、学業成績最優秀学生賞及び学業成績優秀学生賞とする。

(選考の基準)

第5条 学業成績の評価はGPAに基づいて行う。
2 前項に定めるもののほか、各学部又は各学科が定めた基準に従って選考を行う。

(成績優秀者の決定)

第6条 成績優秀者は、各学部における選考を経た者について、学長が決定する。

(資格の喪失)

第7条 成績優秀者が次の各号のいずれかに該当するときは、学生生活支援委員会及び当該学生の所属する学部の教授会における審議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
- (2) 学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他成績優秀者として不適格であると認められたとき。

(表彰の方法)

第8条 成績優秀者には、表彰状及び記念品を授与するとともに、入学式又は卒業式において全員の氏名を公表するものとする。
2 成績優秀者は、履歴書にこの受賞歴を記載することができるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

(事務の所掌)

第10条 この規程に関する事務は、学生課が所掌する。

附 則 この規程は、平成16年3月4日から施行する。
附 則 (平成16年3月16日規程第653号)
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
附 則 (平成17年3月23日規程第679号)
この規程は、平成17年3月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
附 則 (平成18年3月16日規程第704号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成21年1月23日規程第789号)
この規程は、平成21年1月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
附 則 (平成25年3月7日規程第981号)
この規程は、平成25年3月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (令和2年3月5日規程第1224号)
この規程は、令和2年3月5日から施行する。
附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係) 対象人数

1学科(1プログラム)・1学年の在籍者数(名)	優秀者の人数(名)
1～149	1(最優秀者のみ)
150～299	2(最優秀者1名・優秀者1名)
300以上	3(最優秀者1名・優秀者2名)

その他



●横浜キャンパス・車両通学に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、神奈川大学横浜キャンパス(以下「本学」という。)学生の車両通学に関する基準を定め、教育・研究にふさわしい学園環境を維持し、本学に在学する学生の交通災害の防止と地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(車両の定義)

第2条 この取扱要領における「車両」とは、学生が通学のために使用する車両(普通自動車・自動二輪車・原動機付自転車)をいう。

(車両通学の禁止)

第3条 学生の通学は、徒歩若しくは自転車又は電車、バス等の公共交通機関により行うものとし、車両通学を禁止する。ただし、特に本学が車両通学の必要があると認められた者については、この限りでない。

(車両通学の許可)

第4条 身体障害者そのほか本学が特に必要と認める学生については、車両通学を許可する。ただし、この取扱要領に定める事項に違反し、車両通学の許可を取り消された者については、この限りでない。

2 車両通学を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに横浜キャンパス学生課(以下「学生課」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 車両通学許可願(本学所定様式)
- (2) 保証人(父母又はこれに代わる者)の同意書(本学所定様式)
- (3) 運転免許書の写
- (4) 自動車検査証の写(250cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車は、自賠責保険証明書の写)
- (5) 任意自動車保険証の写

3 前項より願出のあった者については、学生生活支援部長が審査のうえ、車両通学を許可するものとし、許可した者に対しては、車両入構許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

(許可証の有効期限)

第5条 許可証の有効期限は、許可した日からその日の属する学年の終わる日までとする。

(許可証の明示)

第6条 許可証は、車両の前部(普通自動車の場合は運転席の前フロントガラス、自動二輪車又は原動機付自転車の場合は燃料タンク)などの確認が容易な個所に掲示又は貼付しなければならない。

(許可証記載事項の変更)

第7条 許可証の記載事項に変更が生じたときは、その理由及び変更事項を学生課に届け出て、旧許可証と引き替えに新許可証の交付を受けなければならない。

(許可証の更新・再交付)

第8条 許可証の更新又は許可証が破損若しくは紛失したときは、再交付願(別紙様式1を使用)を学生課へ提出し、許可証の更新又は再交付を受けなければならない。

(許可証の返却)

第9条 許可証で有効期限が切れたもの若しくは学年の途中での休学、退学又は車両通学の取り止めなどの理由により不要となった許可証は、直ちに学生課へ返却しなければならない。

(駐車場の場所)

第10条 車両通学する学生は、本学が指定する場所(以下「駐車場」という。)に駐車しなければならない。

- 2 駐車場は、別に定めるところにより利用しなければならない。

(臨時の構内乗り入れ)

第11条 通学以外の目的で本学構内へ車両を乗り入れる場合は、事前に所定の手続きにて学生課へ申請し、その許可を受けなければならない。

(車両通学者の遵守事項)

第12条 車両通学者は、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内は、徐行運転すること。
- (2) 駐車場を通行するときは、歩行者を優先し、その安全を図ること。
- (3) 指定の駐車位置(枠)内に正しく駐車し、隣接車の出入りを妨げないこと。
- (4) 別に定める駐車時間を厳守すること。
- (5) 煙草の吸殻、ジュースの空き缶及びごみ類を駐車場内外に放棄しないこと。
- (6) 駐車場及びその周辺では、みだりに警笛を鳴らしたり、大音量での車内音楽等を流さないこと。
- (7) 学外周辺の道路に駐車して一般の交通若しくは地域住民の生活を妨げないこと。
- (8) その他この取扱要領に定める事項。

(違反者の撤去)

第13条 この取扱要領を遵守しない悪質な違反車については、大学は、これを撤去するための措置をとることができる。

- 2 前項の措置により生じた車体の損傷及び撤去等の費用は、違反車側で負担するものとする。

(事故等の責任)

第14条 駐車場及び構内での事故、災害、盗難及び車体に対するいたずらなどによる損害については、本学は賠償の責任を負わないものとする。

(許可の取消)

第15条 次の各号の一に該当する場合は、車両通学の一時停止又は許可の取り消しをすることができる。

- (1) この取扱要領に定める事項に違反したとき。
 - (2) 許可証を第三者に譲渡又は貸与したとき。
 - (3) そのほか本学の指示又は警告を無視したとき。
- 2 前項による車両通学の一時停止又は許可の取り消しは、学生生活支援部長が決定する。

(交通安全義務)

第16条 車両通学者は、この取扱要領を遵守するとともに、本学で定める安全運転に関する講習会などには、必ず参加しなければならない。

2 本学で定める安全運転などの講習会に参加しないときは、車両通学の許可を取り消すことができる。

(所管)

第17条 この取扱要領に関する事務は、学生課が所管する。

(改廃)

第18条 この取扱要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附 則 この取扱要領は、平成4年4月1日から実施する。

附 則 この取扱要領は、平成15年2月5日から施行する。

附 則 この取扱要領は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この取扱要領は、令和6年4月1日から施行する。

●みなとみらいキャンパス・車両通学に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、神奈川大学みなとみらいキャンパス(以下「本学」という。)の車両通学に関する基準を定め、教育・研究にふさわしい学園環境を維持し、本学に在籍する学生の交通災害の防止と周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

(車両の定義)

第2条 この取扱要領における「車両」とは、公共交通機関以外の通学のために使用する車両(普通自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車等)をいう。

(車両通学の禁止)

第3条 学生の通学は、徒歩若しくは電車、バス等の公共交通機関により行うものとし、車両通学を禁止する。ただし、特に本学が車両通学の必要があると認めた者については、この限りでない。

(車両通学の許可)

第4条 身体障害者そのほか本学が特に必要と認める学生については、車両通学を許可する。ただし、この取扱要領に定める事項に違反し、車両通学の許可を取り消された者については、この限りでない。

- 2 車両通学を希望する学生は、次の各号に掲げる書類をみなとみらいキャンパス学生課(以下「学生課」という。)へ提出しなければならない。

(1) 車両通学許可願(本学所定様式)

(2) 保証人(父母又はこれに代わる者)の同意書(本学所定様式)

(3) 運転免許証の写

(4) 自動車検査証の写

(250cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車は、自賠責保険証明書(写))

(5) 任意自動車保険証の写

- 3 前項により願出のあった者については、学生生活支援部長が審査のうえ、車両通学を許可するものとし、許可した者に対しては、車両通学許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

(許可証の明示)

第5条 許可証は、車両の前部(普通自動車の場合は運転席の前フロントガラス、自動二輪車又は原動機付自転車の場合は燃料タンク)などの確認が容易な個所に掲示又は貼付しなければならない。

(許可証記載事項の変更)

第6条 許可証の記載事項に変更が生じたときは、その理由及び変更事項を学生課に届け出て、必要な措置を受けなければならない。

(許可証の再交付)

第7条 許可証を破損若しくは紛失したときは、学生課に再交付を申請しなければならない。

(許可証の返却)

第8条 許可証で有効期限が切れたもの若しくは年度途中での休学、退学又は車両通学の取り止めなどの理由により不要となった許可証は、直ちに学生課へ返却しなければならない。

(車両通学者の遵守事項)

第9条 車両通学者は、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内は、徐行運転すること。
- (2) 駐車場を通行するときは、歩行者を優先し、その安全を図ること。
- (3) 指定の駐車位置(枠)内に正しく駐車し、隣接車の出入りを妨げないこと。
- (4) 別に定める駐車時間を厳守すること。
- (5) 煙草の吸殻、ジュースの空き缶及びごみ類を駐車場内外に放棄しないこと。
- (6) 駐車場及びその周辺では、みだりに警笛を鳴らしたり、大音量での車内音楽等を流さないこと。
- (7) 学外周辺の道路に駐車して一般の交通若しくは周辺地域の環境を妨げないこと。

(許可の取消)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、車両通学の一時停止又は許可の取り消しをすることができる。

- (1) 許可証を第三者に譲渡又は貸与したとき。
 - (2) そのほか本学の指示又は警告を無視したとき。
- 2 前項による車両通学の一時停止又は許可の取り消しは、学生生活支援部長が決定する。

(交通安全義務)

第11条 車両通学者は、道路交通法を遵守するとともに、本学で定める安全運転に関する

- 講習会などには、必ず参加しなければならない。
- (所管)
第12条 この取扱要領に関する事務は、学生課が所管する。
- (改廃)
第13条 この取扱要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。
- 附 則 この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 この取扱要領は、令和6年4月1日から施行する。

●車両通学に関する取扱要領に違反した学生に対する指導要領

- (目的)
第1条 この指導要領は、神奈川大学（以下「本学という。」）学生の「車両通学に関する取扱要領」に違反した学生に対して、改善を求めるところとする。
- (指導)
第2条 学生生活支援部長は、違反学生に対して指導を行い、始末書を提出させざるものとする。
- (処罰)
第3条 第2条の指導を受けた学生が更に違反を繰り返す、改善が見られない場合は、本学学則又は本学大学院学則に基づき懲戒処分とする。
- (所管)
第4条 この指導要領に関する事務の所管は、学生課とする。
- (改廃)
第5条 この指導要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。
- 附 則 この指導要領は、平成11年8月1日から施行する。
- 附 則 この指導要領は、平成15年2月5日から施行する。
- 附 則 この指導要領は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 附 則 この指導要領は、令和6年4月1日から施行する。

●神奈川大学受動喫煙防止のための学内禁煙規程

- (目的)
第1条 この規程は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）の精神にのっとり、神奈川大学（以下「本学」という。）の各キャンパス構内における禁煙に関する必要な事項を定めることにより、教育及び研究の場にふさわしい環境を整備・維持することを目的とする。
- (対象)
第2条 この規程の対象者は、本学の学生及び大学院生とする。

(禁煙地域の指定)

- 第3条** 本学の建物内（開放廊下、号館の連絡通路及び出入口を含む。）は、全面禁煙とする。
- 2 本学構内の屋外は禁煙とする。ただし、当分の間、喫煙場所を設け、その場所でのみ喫煙を認めるものとする

(遵守事項)

- 第4条** 対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 未成年者は喫煙してはならない。
 - (2) 喫煙は、定められた喫煙場所以外ではしないこと。
 - (3) 喫煙場所において、たばこの吸い殻は、灰皿以外に放置しないこと。
 - (4) 喫煙に関する本学の注意事項及び指導に従うこと。

(指導委員)

- 第5条** 前条各号に規定する遵守事項の履行を監督するため、指導委員を置く。
- 2 指導委員は、学生生活支援委員会が認める者とし、遵守事項に違反している者に対し、指導及び必要な措置を行うことができる。

(違反者への措置)

- 第6条** 本学は、第4条各号に規定する遵守事項の違反者に対して、次に掲げる措置をとることができるものとする。
- (1) 指導委員は違反者に学生証の提示を求め、口頭による嚴重注意を行う。
 - (2) 前号の規定による指導を受けた者が再度の違反を行ったときは、学生生活支援部長が指導を行い、誓約書を提出させ保証人に通知する。
 - (3) 前号の規定による指導を受けた者が更に違反を繰り返したときは、本学学則又は本学大学院学則により処分する。

- (事務の所管)
第7条 この規程に関する事務の所管は、学生課とする。

- (改廃)
第8条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て理事会が行う。

- 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●学生の懲戒に関する内規

(目的)

第1条

この内規は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第26条第5項及び神奈川大学学則(以下「学則」という。)第56条の規定に基づき、神奈川大学(以下「本学」という。)の学生に対する懲戒の手続及び効果について規定することを目的とする。

(定義)

第2条

この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 この内規による懲戒手続の対象となる学生(以下「対象者」という。)の責任を確認し、書面をもって戒めることをいう。
- (2) 停学 対象者に対し、一定の期間、登校を禁止(本学が召喚する場合を除く。)し、かつ、本学学生としての活動を制限することをいう。
- (3) 退学 対象者について本学学生としての身分を剥奪することをいう。
- (4) 附帯処分 前3号に規定する処分の原因となる事案に関し、これらの処分に付随して(これらの処分を行わないこと、または場合は、これらの処分に代えて)行う処分をいう。

(懲戒の発議)

第3条

本学の教職員は、懲戒の原因となり得る事案が生じたことを知ったときは、直ちに学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)を通じて、学長及び対象者が所属する学部の学部長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告があったときは、委員会に対し、速やかに懲戒に係る審議を行うよう命じ、かつ、審議を行うに当たり必要となる措置をとるものとする。
- 3 懲戒は、委員会が発議し、当該学部の教授会の審議を経て、学長が行う。
- 4 委員会は、前項の規定により懲戒を発議するときは、必要に応じて附帯処分についても合わせて発議するものとする。この場合において、附帯処分の内容が当該学部以外にも影響を及ぼす恐れがあるときは、学長は、当該教授会の審議の後、評議会の審議を経て、処分を行うものとする。
- 5 委員会は、審議の結果、懲戒及び附帯処分(以下「懲戒等」という。)の必要がないと認めるときは、その旨及び理由を学長に報告するものとする。

(仮の処分)

第4条

学長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、対象者が当該事案に関与したことが明らかであり、かつ、停学以上の処分を科す可能性が高いと認められるときは、次条及び第6条の手続を経ず、次の各号に掲げる仮の処分を行うことができる。

- (1) 対象者に対し登校を禁止すること。
- (2) 対象者から退学又は休学の申出があっても、これを受理しないこと。
- (3) 対象者が卒業又は除籍の要件を満たしたときでも、卒業又は除籍の認定手続を保留すること。
- 2 委員会は、懲戒等に係る審議を開始したときは、速やかに前項の規定に基づく仮の処分の必要性、相当性等について審議し、学

長に対し意見を述べるものとする。

- 3 学長は、前項の規定による委員会の意見が出されたときは、当該意見を十分に参酌し、直ちに仮の処分の取消し又は延長その他必要な措置を執るものとする。
- 4 前項に規定する場合を除くほか、学長が懲戒等を決定したとき、又は仮の処分を行った日から起算して1か月(夏季及び学年末の休暇期間を除く)を経過したときは、仮の処分は、その効力を失う。

(懲戒小委員会)

第5条

委員会は、別に定めがある場合を除くほか、当該事案に係る事実を調査し、懲戒等の処分案について検討するため、懲戒小委員会(以下「小委員会」という。)を事案ごとに設置するものとする。

- 2 小委員会は、学生生活支援部長(以下「学生部長」という。)を委員長とし、当該学部選出の学生生活支援委員、学生生活支援部事務部長及び学生部長の指名する教職員若干名により構成する。
- 3 学長は、当該事案について審査し、懲戒等の案を検討するために必要な専門的知見を有する者として学生部長が指名する学外者を小委員会の委員として委嘱することができる。
- 4 小委員会は、設置後速やかに対象者及び関係者に対して事情聴取を行うものとする。ただし、対象者及び関係者が勾留され接見又は面会を認められない場合等、事情聴取ができないときは、この限りでない。
- 5 前項の事情聴取を行うに当たっては、対象者には併せて弁明の機会を付与するものとする。この場合において、弁明は、小委員会が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、小委員会は、当該事案に係る情報を可能な限り収集し、それらに基づき慎重に検討した上で、委員会に対し、懲戒等(不処分を含む。)の案を提示するものとする。
- 7 小委員会は、前項に規定する案を提示するときは、事情聴取その他の調査結果(第5項の規定により口頭による弁明の機会を与えたときは、当該弁明の内容を含む。)をまとめた調書及び第5項の規定により提出された弁明書を、当該案に添えて委員会に提出しなければならない。
- 8 前7項の規定にかかわらず、本学が実施する定期試験における不正行為については、神奈川大学試験不正行為等取扱内規(平成27年6月26日学長決定第2号)の定めるところによる。

(懲戒等の決定)

第6条

学長は、懲戒等を決定するに当たっては、委員会及び当該教授会の意見並びに対象者の弁明及び調書その他の関係書類を十分に参酌して行うものとする。

- 2 学長は、当該事案が重大かつ異例なものである場合には、弁護士、医師その他

の当該事案について専門的な知見を有する者の意見を聴取した上で懲戒等を決定するものとする。ただし、前条第3項の規定により専門的知見を有する者が小委員会の委員となっている場合は、この限りでない。

(刑事裁判所に係属する間の懲戒手続)

第7条

懲戒等の対象となる事案が刑事裁判所に係属する間に懲戒手続を進めようとする場合において、対象者が、公判廷において、懲戒等の対象とする事実で公訴事実該当するものが存すると認めているとき(第1審の判決があった後においては、当該判決(控訴審の判決があった後は当該控訴審の判決)により懲戒の対象とする事実で公訴事実該当するものが存すると認められているときに限る。)、は、第5条に規定する事情聴取その他の情報収集を行わずに懲戒を決定することができる。

2 前項に規定する場合において、対象者が、公訴事実該当するものが存在することを認めていないとき、その他懲戒の対象とする事実の存在が不明なときは、第1審の判決があるまでは、懲戒手続を停止するものとする。

(書面の交付)

第8条

戒告、停学又は退学の処分は、処分内容及び処分理由を記載した書面を対象者に直接交付して行わなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、書面の到達を証明することのできる方法により送達することができる。

2 前項に規定する書面は、対象者の保証人にも交付するものとする。ただし、保証人の所在が不明の場合は、この限りでない。

3 処分は、当該書面が対象者に到達した時に発効するものとする。

4 停学又は退学の処分について対象者の所在が判明しない場合においては、これらの方法に代えて、対象者の所属学部、学科、学籍番号及び処分内容並びにこれらの事項を記載した書面をいつでも対象者に交付する旨を学内の所定の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該書面が対象者に到達したものとみなす。

(戒告の効果)

第9条

戒告処分を受けた学生は、処分後速やかに当該学部長及び学生部長に対し、戒告事由についての適切な内容の反省文を提出しなければならない。

(停学の期間)

第10条

停学の期間は、1日以上1年以下とする。

2 学長は、停学の期間を定めるに当たっては、次条の規定等に配慮し、懲戒のために必要な限度を超えて対象者に不利益を及ぼすことのないようにしなければならない。

3 第4条第1項第1号に規定する仮の処分を行ったときは、当該仮の処分の期間を停学期間に算入することができる。

4 停学期間中において対象者の改悛の情が顕著なことその他特段の事情が認められる場合には、委員会の発議に基づき、当該教

授会の審議を経て、学長は停学期間を短縮することができる。

5 停学期間は、在学年数に算入するものとする。

(停学の効果)

第11条

停学の期間中、対象者には、履修の登録、講義の受講、レポート等の提出、定期試験その他の試験(当該試験終了後に停学期間が満了したときの追試験を含む。)の受験、各種派遣研修への参加及び部その他の団体における課外活動等、本学が関与する教育・研究活動及びそれらに関連する申請、届出等の行為を全て認めない。ただし、停学期間中に課題等を与え、期間満了後にその効果を測って成績評価に加えることその他教育上必要な措置を執ることを妨げない。

2 停学期間中は、対象者が卒業の要件を満たしたときでも、卒業の認定手続を保留するものとする。

3 停学期間中に履修登録期間が終了した場合には、当該科目の全講義回数の3分の2以上の出席の機会が得られる可能性があり、かつ、担当教員が履修を認めたもののみ、停学期間満了後に履修登録をすることができる。

4 停学による欠席が当該科目の全講義回数の3分の1を超えた科目については、単位を認定しないものとする。

5 休学中の者が停学処分を受けたときは、停学処分の発効時をもって休学を取り消すものとする。

6 停学処分を受けた者は、停学期間中の授業料その他の納入金を納入しなければならない。

(報告義務)

第12条

停学処分を受けた者は、処分後速やかに当該学部長及び学生部長に対して停学事由についての適切な内容の反省文を提出し、かつ、停学期間中は、毎月、書面による生活状況報告を行わなければならない。

(退学の効果)

第13条

退学処分を受けた者については、再入学を許可しないものとする。ただし、特段の事情があると認められる場合は、当該学部(退学時に所属した学部が廃止又は改編されたときは、相当する学部又は学長が指名する学部。)の教授会の審議を経て、学長はこれを許可することができる。

(卒業の取消し等)

第14条

本学を卒業した者が、在学期間中の行為に係る刑事事件に関し刑が確定した場合において、当該事件が在学中に覚知され懲戒手続が執られていれば退学処分を行ったものと判断されるときは、学長は、当該卒業認定を取り消し、当該卒業年度の3月末日(9月卒業の者については9月末日)付けて遡って退学処分を科すことができる。この場合においては、第3条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、学長が発議し、当該学部(卒業時に所属した学部が廃止又は改編されたときは、相当する学部又は学長が指名する学部。)

の教授会での審議を経た上で、決定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定に基づき卒業認定を取り消し、退学処分を科したときは、対象者に対し、卒業証書及び学位記の返納を命ずるとともに、学籍簿の訂正その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科目等履修生等に係る準用)

第15条 学則第40条により学則を準用するものと定められている科目等履修生、委託生及び研究生に対する懲戒等については、この内規を準用する。この場合において、前条中「卒業した者」とあるのは「修了した者」と、「卒業認定」とあるのは「修了認定」と読み替えるものとする。

- 附 則
- 1 この内規は、平成27年5月29日から施行する。
 - 2 この内規の施行前に行われた本学学生の行為について、施行時に懲戒等の処分が決定していない場合には、この内規を適用するものとする。ただし、対象者に対し従来取扱いよりも不利益を与えるものについては、この限りでない。
 - 3 第13条については、この内規の施行前に退学した者に対しても適用するものとする。
 - 4 第14条については、この内規の施行前に卒業した者に対しても適用するものとする。

KU KANAGAWA UNIVERSITY